

令和8年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和8年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託（以下「本業務」という）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務委託名

令和8年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託

2. 業務目的・概要

沼津市の地域産業を活性化するためには、中心市街地における個店とまちづくり人材の輩出、商店街を含めたエリアの魅力発信が必要である。

エリアと個店は「舞台」と「役者」の関係に例えられる場合もあり、相互に引き立て合うことで来街者の体験価値を最大化することが求められる。

中心市街地においては、鉄道高架事業を核とする沼津駅周辺総合整備等の進展により、沼津駅周辺の環境が大きく変わる状況にあり、商業の集積を維持・発展させていかなければならない。

「リブランディング企画塾」は、事業を営む個店と参加者（商工会議所等の支援機関を含む）らが、個店とエリアの潜在的魅力を引き出す方法とともに学び、実践するセミナーを開催するものである。

契約候補者の選定に当たっては、「対象エリア（あるいは商店街）と個店を選定したうえで、エリアと個店の潜在的魅力を参加者と共に引き出す企画であること」「参加者を『まちづくり人材』として、（将来）まちづくり活動の中心となるよう育成する内容であること」を重視する。

なお、対象エリアは沼津駅周辺、商店街を含む中心市街地とするが、企画提案の段階で対象エリアを示すこと（個店募集については契約後で可）。

3. 業務内容

「リブランディング企画塾」の開催

（「リブランディング企画塾」とせず、企画の目的が伝わる名称も可とする）

(1) 開催時期：令和8年7月～令和9年3月1日

(2) 開催回数：セミナー・ワークショップ等4回以上※ 活動発表会1回

※下記事業の内容で効果的に開催できる提案とすること。

(3) 事業の内容：

① エリア（あるいは商店街）及び個店の魅力の創出（見える化）

対象エリア内の個店（あるいは商店街）と参加者らが、ともにエリア（あるいは商店街）及び個店の魅力を引き出すための手法を学び、企画・実践した内容を「見える化」する内容であること。

② まちづくり人材の輩出

本業務を通じ、「まちづくり人材」として参加者を育成する内容であること。

③ 活動発表会の開催

本業務の実施の過程及び業務により得られた成果をまとめ、新たな取組みを始める個店やエリア活動のきっかけづくりとなるよう、地域の方々に広めること。

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

5. 成果品等

本業務報告書 紙媒体1部及びデータ一式

報告書の内容：セミナー等の内容をまとめた報告書、写真、参加者名簿、
参加者アンケート（参加動機や感想、まちづくりに関わりたい内容など）
参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

6. 実施体制・報告業務

- (1) 契約候補者となった事業者は、採択された企画提案について契約前に市の担当者と目線合わせを行う（円滑な意思疎通のため初回についてオンライン会議は不可とする）。
- (2) 受託者は、企画提案した内容で、日程を定め、募集・運営を一体的に行い、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (3) 会場使用費や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。なお会場は沼津市内で参加しやすい場所とすること。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

7. 業務上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、事業実施に必要と認められる業務については、市が承認した上で、業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者との連携の上、速やかに解決を図る。

8. その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。